

○北見市特定用途制限地域内における建築物等の制限に関する条例施行規則

(平成 23 年 5 月 20 日規則第 40 号)

(趣旨)

第 1 条 この規則は、北見市特定用途制限地域内における建築物等の制限に関する条例（平成 23 年 3 月 11 日条例第 5 号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(建築物の許可の申請)

第 2 条 条例第 4 条第 1 項ただし書の規定による許可を受けようとするときは、建築物許可申請書（別記様式第 1 号）の正本及び副本に、それぞれ、次に掲げる図書又は書面を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 建築基準法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号）第 1 条の 3 第 1 項の表に掲げる付近見取図、配置図、各階平面図、2 面以上の断面図及び 2 面以上の立面図
- (2) 許可を必要とする理由を記載した書面
- (3) 工場又は危険物の貯蔵場若しくは処理場の用途に供する建築物に係る申請については、工場・危険物調書（別記様式第 2 号）
- (4) その他市長が必要と認める図書又は書面

(許可の通知)

第 3 条 市長は、前条の申請について許可をしたときは、当該許可の申請をしたものに対し許可通知書（別記様式第 3 号）に前条の建築物許可申請書の副本（図書及び書面を含む。）を添えて交付するものとする。

(工作物の許可の申請)

第 4 条 条例第 7 条の規定による許可を受けようとするときは、工作物許可申請書（別記様式第 4 号）の正本及び副本に、それぞれ、第 2 条各号（第 3 号を除く。）に掲げる図書又は書面を添えて、市長に申請しなければならない。

(工作物への準用)

第 5 条 工作物の許可に関する通知については、第 3 条の規定を準用する。

(委任)

第 6 条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。